

決 定

東京都調布市

抗 告 人 *m r k o n o*
主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

- 1 本件抗告の趣旨は、「原決定を取り消す。裁判官生野考司に対する忌避申立ては理由がある。」との裁判を求めるものと解され、その理由は別紙「即時抗告理由書」に記載のとおりである。
- 2 当裁判所も、本件忌避の申立ては理由がなく、これを却下すべきものと判断するが、その理由は原決定の理由説示のとおりであるから、これを引用する。
よって、本件忌避申立てを却下した原決定は相当であって、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成20年3月28日

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 藤 村 啓

裁判官 佐 藤 陽 一

裁判官 古 久 保 正 人